

奈良県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 大和高田斑鳩線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員のメートル	延長メートル	備考
5	北葛城郡広陵町安部 四六四番七先から 北葛城郡広陵町安部 一一七番五先まで	前	一二・九 ） 一三・四	二五八・〇	
		後	一三・〇 ） 二三・〇	二五八・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十二年七月十六日